

令和7年第2回定例会

提出議案等関係資料

茨 城 県

目 次

I 令和7年第2回県議会定例会提出議案等一覧	1
II 債務負担行為一覧	2
III 条例その他の議案の概要	3
IV 報告事項	7

予 算 1 件 (一般会計 1 件)

条例その他 10 件 (条 例 8 件 そ の 他 2 件)

報 告 1 件 (専 決 1 件)

(注) この資料は、精査の結果異動することがある。

I 令和7年第2回県議会定例会提出議案等一覧

(予算)

- 1 令和7年度茨城県一般会計補正予算（第1号）

(条例その他)

- 1 職員の勤務時間に関する条例及び職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 4 茨城県県税条例等の一部を改正する条例
- 5 茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 7 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 8 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 9 工事請負契約の締結について（道路改良工事（仮称）大久保町第1トンネル）
- 10 工事請負契約の締結について（茨城県防災情報ネットワークシステム衛星通信設備更新工事）

(報告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

Ⅱ 予算（債務負担行為一覧）

[一般会計]
(変更分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
県立学校校舎建設 工事請負契約	変更前	(仮称) 神栖特別支援学校の校舎建設 に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	3,340,317千円
	変更後	同 上	自 令和8年度 至 令和9年度	同 上

Ⅲ 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(人事課)</p> <p>職員の勤務時間に関する条例及び職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>職員に対する仕事と育児の両立支援制度の周知、利用意向の確認等を任命権者に義務付け</p> <p>(施行日 令和7年10月1日)</p>
<p>(人事課)</p> <p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>小学校就学前の子を養育するための部分休業制度の拡充 (現行) 1日につき勤務時間の始め又は終わりに2時間以内 ↓ (改正後) 次のいずれかを選択可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日につき2時間以内 ・ 1年につき77時間30分以内 <p>(施行日 令和7年10月1日)</p>
<p>(財政課、建築指導課)</p> <p>茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>建築士事務所の登録事務に用いるデータベース利用料の上昇等の影響を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>建築士事務所登録申請手数料の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築士事務所 17,000円 → 22,000円 ・ 二級建築士事務所及び木造建築士事務所 12,000円 → 20,000円 <p>(施行日 令和7年8月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(税務課)</p> <p>茨城県県税条例等の一部を改正する条例</p> <p>地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人県民税関係 給与収入が123万円を超え188万円以下の大学生などを扶養する者の所得控除の対象とするため、特定親族特別控除を新設（所得控除額：最高45万円） 2 県たばこ税関係 加熱式たばこを重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算する方式から、重量のみで換算する方式へ見直すことによる課税額の増額 3 法人県民税関係 法人税割の超過課税に係る適用期限の延長 (現行) 令和8年1月31日まで (改正後) 令和13年1月31日まで（5年間延長） 4 その他所要の改正 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日外)</p>
<p>(市町村課)</p> <p>茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る公費負担限度額の引上げ (主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビラ作成費用（5万枚以下の場合） 7円73銭/枚 → 8円38銭/枚 ・ポスター作成費用（ポスター掲示場数500以下の場合） 印刷費 541円31銭/枚 → 586円88銭/枚 <p style="text-align: right;">(施行日 規則で定める日)</p>
<p>(情報システム課)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人番号を利用できる事務の整理 個人番号を利用できる事務が新たに省令で定められたことに伴い、それらと重複する事務(※)を削除 ※高等学校等学び直し支援金支給事務 等（計6事務） 2 その他所要の改正 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>

議 案	内 容																											
<p>(医療人材課)</p> <p>茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例</p> <p>地域枠を設置する大学の名称変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域枠を設置する大学の名称変更 昭和大学 → 昭和医科大学 2 その他所要の改正 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>																											
<p>(福祉政策課)</p> <p>民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>市町村の要望を踏まえ、民生委員の定数を改正しようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>3年ごとの民生委員の一斉改選に伴い、8市町の民生委員の定数を次のとおり改めるもの</p> <table border="1" data-bbox="670 716 1428 1131"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立市</td> <td>355</td> <td>356 (+1)</td> </tr> <tr> <td>古河市</td> <td>226</td> <td>228 (+2)</td> </tr> <tr> <td>常陸太田市</td> <td>141</td> <td>142 (+1)</td> </tr> <tr> <td>牛久市</td> <td>123</td> <td>125 (+2)</td> </tr> <tr> <td>潮来市</td> <td>73</td> <td>78 (+5)</td> </tr> <tr> <td>筑西市</td> <td>217</td> <td>218 (+1)</td> </tr> <tr> <td>稲敷市</td> <td>108</td> <td>110 (+2)</td> </tr> <tr> <td>阿見町</td> <td>82</td> <td>83 (+1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記以外の市町村については、改正なし</p> <p style="text-align: right;">(施行日 令和7年12月1日)</p>	市町村	現行	改正後	日立市	355	356 (+1)	古河市	226	228 (+2)	常陸太田市	141	142 (+1)	牛久市	123	125 (+2)	潮来市	73	78 (+5)	筑西市	217	218 (+1)	稲敷市	108	110 (+2)	阿見町	82	83 (+1)
市町村	現行	改正後																										
日立市	355	356 (+1)																										
古河市	226	228 (+2)																										
常陸太田市	141	142 (+1)																										
牛久市	123	125 (+2)																										
潮来市	73	78 (+5)																										
筑西市	217	218 (+1)																										
稲敷市	108	110 (+2)																										
阿見町	82	83 (+1)																										

議 案	内 容
<p>(資源循環推進課)</p> <p>工事請負契約の締結について</p> <p>主要地方道日立常陸太田線道路改良工事（（仮称）大久保町第1トンネル）について、請負契約を締結しようとするものである。</p>	<p>工事の内容</p> <p>(1)工 事 名 道路改良工事（（仮称）大久保町第1トンネル）</p> <p>(2)工 事 箇 所 日立市大久保町地内</p> <p>(3)工 事 内 容 道路改良工事（L=332.5m）</p> <p>(4)工 期 令和7年6月～令和8年9月</p> <p>(5)請 負 契 約 額 1,317,800,000円</p> <p>(6)契約の相手方 株木・オカベ・秋山特定建設工事共同企業体 代表構成員 水戸市吉沢町311番地1 株木建設株式会社 取締役社長 株木 康吉 代理人 茨城本店 執行役員本店長 柳橋 一明</p>
<p>(防災・危機管理課)</p> <p>工事請負契約の締結について</p> <p>茨城県防災情報ネットワークシステム衛星通信設備更新工事について、請負契約を締結しようとするものである。</p>	<p>工事の内容</p> <p>(1)工 事 名 茨城県防災情報ネットワークシステム衛星通信設備更新工事</p> <p>(2)工 事 箇 所 74箇所 県庁(1)、市町村(44)、消防本部(24)、自衛隊(2)、海上保安部(1)及び県出先(2)</p> <p>(3)工 事 内 容 国は、衛星通信設備について、第2世代の運用を令和9年度までと定めていることから、緊急防災・減災事業債を活用して第3世代に更新する。</p> <p>(4)工 期 令和7年6月～令和8年3月</p> <p>(5)請 負 契 約 額 2,518,890,000円</p> <p>(6)契約の相手方 東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社 取締役代表執行役社長 森田 隆之 代理人 首都圏支社長 入佐 健一</p>

IV 報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項 (専決処分年月日)	内 容
<p>(税務課) 茨城県県税条例の一部を改正する 条例 (令和7年3月31日専決処分)</p> <p>地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 軽油引取税 免税軽油を使用する一定の要件を満たした鉄軌道事業者が、車両の燃料タンク内で軽油とバイオディーゼル燃料等を混和し、自ら消費する場合、みなす課税の適用から除外</p> <p>(2) 自動車税 (環境性能割) ノンステップバス等で初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の2年延長 (令和9年3月31日まで)</p> <p>(3) その他所要の改正</p> <p style="text-align: right;">(施行日 令和7年4月1日 外)</p>
<p>(環境対策課) 和解について (令和7年4月22日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和6年8月4日 (日) 午後0時40分頃</p> <p>(2) 事故発生場所 つくば市古来 1614 番地 3 駐車場内</p> <p>(3) 事故概要 小型貨物自動車を運転して出張途中、県有車のドアを相手方の普通乗用自動車に接触させた事故 (霞ヶ浦環境科学センター所属)</p> <p>(4) 損害賠償額 591,399 円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)</p>